2024 年 12 月 24 日更新

司法書士電子証明書に関する FAQ

1. 司法書士電子証明書について
2. 利用申込書について
3. 電子証明書のダウンロードについて
4. 電子証明書の保存・保管について
5. PIN コードについて
6. 継続利用申込について
7. オンライン申請について

1. 司法書士電子証明書について

Q1-1　電子証明書の有効期間と発行手数料について教えてください。

A　有効期間は、セコムパスポート for G-ID 認証局において発行申請を承諾したうえで、電子証明書を生成した日より 5 年未満に設定しており、発行手数料は次のとおりです。

発行手数料
１８，２５０円（税抜）

※2014 年 2 月から 2014 年 10 月の間に発行した電子証明書の有効期間は 4 年未満に設定しております。

Q1-2　電子証明書を取得後、自宅住所、事務所所在地および所属の司法書士会を変更した場合の手続きを教えてください。

A　電子証明書に関してのお手続きは必要ありません。
司法書士電子証明書には、住所、事務所所在地および所属の司法書士会の情報は記載されていませんので、電子証明書はそのままご利用いただけます。

Q1-3　司法書士法人にも電子証明書を発行していますか？

A　セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書では、司法書士法人の電子証明書の発行は行っていません。
司法書士法人の電子証明書は、法人の主たる事務所の所在地を管轄している登記所に電子証明書の発行申請をしていただくことにより、取得することができます。

詳細は、 http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html（法務省「商業登記に基づく電子認証制度について」）をご参照ください。

トップに戻る

2. 利用申込書について

Q2-1　利用申込書に押印する印章について教えてください。

A　実印（現姓名や職務上の氏名と一致する印章）を押印ください（浸透印は不可）。

なお、失効申請等の際には、利用申込書と同一の印章が必要となります。紛失等された場合は、実印を押印のうえ印鑑登録証明書を添付していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

Q2-2　利用申込書に印字されている文字について教えてください。

A　電子証明書に使用する文字は、JIS 第１・第２水準の文字に限定されています。
利用申込書に印字されている文字は、すべて JIS 第 1・第２水準の文字に置き換えてありますが、JIS 第 1・第２水準内への置き換えが出来ない場合は平仮名で印字しています。
なお、電子証明書の登録情報も平仮名となります。

Q2-3　職務上の氏名とは何ですか？

A　職務上の氏名とは、婚姻等により氏名を変更した場合に、変更前の氏名を職務上使用することや、外国籍の方が本名と併せて、通称名を司法書士名簿に登録し、職務上使用することをいいます。

Q2-4　利用申込書の訂正方法について教えてください。

A　あらかじめ印字している項目の訂正はできません（氏名ローマ字を除く）。詳しくは利用申込書に同封の「利用申込書チェックリスト」および「利用申込書の記載例」をご確認ください。

Q2-5　利用申込書に添付する必要書類を教えてください。

A　利用申込書とあわせて、以下の書類を添付してください。

- 印鑑登録証明書
- 発行手数料の振込みを証する書類（「振込振替票」のコピー等）

氏名ローマ字をヘボン式以外の表記で登録したい場合は、上記に加えて、氏名ローマ字を証明できる以下の書類のいずれかを添付してください。

- パスポート（身分事項のページ）のコピー
- 住民票の写し（発行日から３か月以内の原本で個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- 特別永住者証明書（両面）のコピー
- 在留カード(両面)のコピー

トップに戻る

3. 電子証明書のダウンロードについて

Q3-1　電子証明書をダウンロードするときは、何を準備すればよいですか？

A　電子申請に利用するパソコン、「識別番号および PIN コードのお知らせ」、USB メモリーをお手元にご準備ください。

Q3-2　電子証明書のダウンロードに期限はありますか？

A　電子証明書のダウンロードには期限があります。期限は、電子証明書の発行後にお届けする「電子証明書の発行完了のお知らせ」に記載している『ダウンロードおよび受領書送付期限』をご確認ください。
なお、電子証明書のダウンロードボタンをクリックし、1 時間を経過すると、再ダウンロードはできなくなりますので、保存した証明書は削除しないようご注意ください。

Q3-3　ダウンロードの期限が過ぎて電子証明書をダウンロードすることができなかった場合は、どのように対処すればよいですか？

A　当該電子証明書の失効を行ったうえで、新たに電子証明書を取得していただくことになります。
その際、発行手数料も再度必要となりますので、「識別番号および PIN コードのお知らせ」を受領後は、早めに電子証明書をダウンロードしてください。

Q3-4　受領書の返送について教えてください。

A　「受領書」は、電子証明書をダウンロードしてから電子的に送信する方法と、サービスホームページより「受領書」をダウンロード（印刷）して郵送する方法があります。いずれの方法でも、電子証明書発行日から起算して、24 日以内にご返送ください。
電子証明書発行日から 30 日を経過しても受領書の返送がなければ、連絡後に失効となる場合がありますので、ご注意ください。

トップに戻る

4. 電子証明書の保存・利用について

Q4-1　電子証明書の保存は、どのように行えばよいですか？

A　任意のフォルダーにダウンロードした電子証明書を、初期 PIN コードが設定されている状態にて USB メモリーに保存してください。USB メモリーに保存した電子証明書と「識別番号および PIN コードのお知らせ」は、鍵付キャビネット等で大切に保管してください。

＜電子証明書利用ツールをご利用の場合＞
USB メモリーに保存した初期 PIN コードが設定されている状態の電子証明書と「識別番号および PIN コードのお知らせ」は、鍵付キャビネット等で大切に保管してください。

Q4-2　電子証明書の保存は、USB メモリー以外の外部記憶媒体でも可能ですか？

A　可能です。保存いただく電子証明書は数キロバイト程度の電子ファイルです。保存可能な容量があり、書き込み、読み出し可能な外部記憶媒体であれば、USB メモリー以外でも問題ありません。ただし、耐久性、利便性、経済性等の観点から、USB メモリーを推奨します。

Q4-3　複数名分の電子証明書を同一の USB メモリーに保管できますか？

A　できます。しかし、司法書士個々の電子証明書であり、PIN コードもそれぞれ異なるため、別々の USB メモリーに保管することをお勧めします。

Q4-4　電子証明書が盗難にあった、漏えい等した場合は、どのように対処すればよいですか？

A　電子証明書が盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になり、またそのおそれがある場合は、すみやかに電子証明書の失効の手続きをしてください。

Q4-5　新たにパソコンを購入した場合、パソコンに保存した電子証明書を誤って削除してしまった場合、変更した PIN コードを失念した場合は、どのように対処すればよいですか？

A　電子証明書のバックアップを保存した USB メモリー等から、以下の手順でパソコンにコピーしてご利用ください。

① 電子証明書のバックアップを保存した USB メモリー等をパソコンに接続します。
② USB メモリー等を開き、電子証明書を右クリックし、[コピー]をクリックします。
③ 電子証明書をコピーするフォルダーを開き、右クリックし、[貼り付け]をクリックします。

※「電子証明書管理ツールマニュアル」の手順でバックアップを行った場合は、設定されている PIN コードは「識別番号および PIN コード」に記載されているものです。

Q4-6　他のパソコンで電子証明書を利用できますか？

A　ご利用のパソコンの入れ替え等により、他のパソコンで電子証明書を利用する場合は、「電子証明書管理ツール」または「電子証明書利用ツール」の各マニュアルに従ってインストールし、本書 Q4-5 の手順で USB メモリー等に保存した電子証明書をパソコンにコピーすることでご利用いただけます。

トップに戻る

5. PIN コードについて

Q5-1　PIN コードとは何ですか？

A　電子証明書をダウンロードするとき、電子署名をするときに必要となるパスワードです。

Q5-2　PIN コードの入力を何回も間違えるとロックはかかりますか？

A　ロックはかかりません。

Q5-3　「識別番号および PIN コードのお知らせ」を紛失した場合、PIN コードの再発行はできますか？

A できません。PIN コードの紛失によって、電子証明書を利用できなくなった場合は、当該電子証明書の失効を行ったうえで、新たに電子証明書を取得していただくことになります。
その際、発行料金も再度必要となりますので、「識別番号および PIN コードのお知らせ」は、電子証明書と同様に鍵付キャビネット等で大切に保管してください。

Q5-4 変更した PIN コードを失念してしまいましたが、どうすればよいですか？

A USB メモリーに保存した初期 PIN コードが設定されている状態の電子証明書をパソコンにコピーしてご利用ください。

＜電子証明書利用ツールをご利用の場合＞
電子証明書利用ツールから対象となった電子証明書を削除し、USB メモリーから再度初期 PIN コードが設定されている状態の電子証明書の取込を行ってください。

Q5-5 複数のパソコンで電子証明書を利用している場合、1 台のパソコンで電子証明書の PIN コードを変更した際には、他のパソコンでも同じ PIN コードに変更する必要がありますか？

A 必要ありません。それぞれのパソコンで任意の PIN コードをご利用いただくことができます。

Q5-6 電子証明書の PIN コードを変更した後に、新たに別のパソコンへ電子証明書を取り込む場合、入力を求められる PIN コードは、どの PIN コードですか？

A USB メモリーに保存した初期 PIN コードが設定されている状態の電子証明書を別のパソコンにコピーする場合は、「識別番号および PIN コードのお知らせ」に記載された初期 PIN コードを入力します。

トップに戻る

6. 継続利用申込について

Q6-1 継続利用申込とは何ですか？

A 司法書士電子証明書の有効期間の満了後も引き続き利用する場合に、新たな電子証明書を発行するための申込です。

Q6-2 継続利用申込の手続きを教えてください。

A 有効期間の満了を迎える前に、セコムトラストシステムズより「有効期間満了のお知らせ」を送付します。
記載されている「司法書士名簿の写し」に変更がない場合、電子証明書管理ツールから電子申請してください。
「司法書士名簿の写し」の「氏名」以外に変更がある場合は、司法書士名簿の登録事項変更手続き完了後(※)、電子証明書管理ツールより電子申請を行ってください。
「司法書士名簿の写し」の「氏名」に変更がある場合は、司法書士名簿の登録事項変更手続き完了後(※)、セコムトラストシステムズより「利用申込書」を送付しますので、「利用申込書」にてお申込みください。

詳細な手続き方法は、「有効期間満了のお知らせ」に同封の書類にてご確認ください。

※日本司法書士会連合会にて、変更事項の登録完了後。

Q6-3　継続利用申込に必要なものを教えてください。

A　以下をご用意のうえお申込ください。

- 現在ご利用中の司法書士電子証明書（失効済、有効期限切れでないもの）
- 電子証明書管理ツール（最新版をホームページから取得してください）

Q6-4　電子証明書管理ツールで「加入者利用規定のダウンロードができませんでした。」とメッセージが出ます。

A　以下の URL をクリックし、加入者利用規定（PDF）が表示されることをご確認ください。
表示されない場合は、インターネット接続状況をご確認ください。

○ 加入者利用規定（セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書）
https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/kanyusya_shiho.pdf

上記の PDF が表示されるにも関わらずダウンロードができない場合は、ウイルス対策ソフトウェアやファイアウォールが原因でダウンロードがブロックされてしまっている場合があります。ウイルス対策ソフトウェアやファイアウォールを一時的に無効化して、再度「加入者利用規定の表示」ボタンをクリックしてください。
一時的に無効化する方法については、ご使用のウイルス対策ソフトウェアやファイアウォールソフトウェアのマニュアルをご確認ください。なお、ファイアウォールが Wi-Fi ルーターに搭載されている場合は、Wi-Fi ルーターのマニュアルをご確認ください。

トップに戻る

7. オンライン申請について

Q7-1　オンライン申請を行う環境について教えてください。

A　電子申請を行う際には、インターネットを利用できる環境が必要となります。法務省の登記・供託オンライン申請システムが推奨する環境については以下のＷｅｂページより詳細情報を確認してください。

○ 登記・供託オンライン申請システム　ご利用環境
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/kankyo/riyo_kankyo.html

Q7-2　利用できる電子申請手続きについて教えてください。

A　司法書士電子証明書は、以下のオンライン申請等の手続きにご利用いただけます。

■法務省　登記・供託オンライン申請システム

- 不動産登記手続

- 商業・法人登記手続
- 動産譲渡登記手続
- 債権譲渡登記手続
- 供託手続
- 電子公証手続

※成年後見登記手続はご利用いただけません。

■国税庁　電子申告・納税システム（ｅ-Tax）

■地方税ポータルシステム（eLTAX）

Q7-3　「法務省　登記・供託オンライン申請システム」が無償で提供する『PDF 署名プラグイン』で司法書士電子証明書は利用できますか？

A　利用できます。動作環境や操作方法の詳細については、以下の Web ページより、法務省「PDF 署名プラグイン」の操作説明書をご参照ください。

○ PDF 署名プラグインのダウンロード　操作説明書
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html

Q7-4　電子署名の方法について教えてください。

A　「法務省　登記・供託オンライン申請システム」の申請用総合ソフトを利用する場合は、以下の Web ページより、操作手引書をご参照ください。

○ 操作手引書のダウンロード
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html

また、ベンダー各社が提供するソフトを利用する場合は、ベンダー各社へお問合せください。

トップに戻る